

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	今回の改正により、本在留資格をもって在留できる期間の上限を1年から2年に延長した理由は何か。	本改正は、これまで外国人が本邦で起業の準備に関する活動を行う際に、一定の要件の下、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(以下「外国人創業活動促進事業」という。)及び外国人起業活動促進事業を併用することで最長2年間の在留を認めていたところ、在留手続の利便性を向上し、更なる外国人起業家の呼び込みにつなげるため、国家戦略特区ワーキンググループでの外部有識者を交えた議論などを踏まえて、外国人創業活動促進事業を全国展開し、外国人起業活動促進事業へ一本化することで、これまでの最長在留期間と同じく本邦で行う起業準備活動を2年を超えない期間に整理をするものです。
2	以下の理由等から、今回の改正に反対である。 ○日本の労働市場や経済に悪影響を与えるおそれがある。 ○不法入国、偽装難民のロンダリングに使われるおそれがある。 ○不法滞在者が増加するなど、治安が悪化するおそれがある。 ○社会保険制度の悪用を助長するおそれがある。 ○2年に延長する意味がない。 ○外国人より日本人の起業に力を入れるべき。	本改正は更なる外国人起業家の呼び込みにつなげるため、国家戦略特区ワーキンググループでの外部有識者を交えた議論などを踏まえたものであるところ、外国人起業活動促進事業では、地方公共団体等の外国人起業促進実施団体は、少なくとも1月に1回事業の対象となる外国人起業家が行う起業準備活動に係る進捗状況の確認や支援を行うこととなっており、当該外国人はこうした管理・支援の下、付与された在留期間内で起業を目指していくものとなっております。外国人起業促進実施団体が該当する外国人に対して行う管理・支援に期待するとともに、関係府省庁と連携しつつ、適正な在留管理に留意し、制度の運用に努めてまいります。
3	本在留資格は、全ての国の外国人を対象とすべきではない。	いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。
4	本在留資格が悪用されることが懸念されることから、まずは、経営・管理の在留資格をもって在留する外国人起業家が、適切に起業をしたのか、検証し、結果を公表すべきである。また、制度の悪用が確認されているのであれば、必要な対策(資本金を供託にするなど)が必要。	いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。
5	在留期間の上限を引き上げるのであれば、少なくとも6か月ごとに進捗を報告させるべきではないか。また、前回から理由なく進捗がない場合、在留資格の取消しも考慮すべきである。	外国人起業活動促進事業においては、地方公共団体等の外国人起業促進実施団体は、当該外国人起業家が行う起業準備活動に係る進捗状況の確認や支援を行うこととなっており、少なくとも1月に1回、進捗などの確認の機会を設けるなどの措置を講ずることとしています。
6	本在留資格をもって在留する2年の間は、他の在留資格への変更を認めるべきではないのではないか。	いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。